役員会(30-第11回)議事要旨

日 時: 平成30年11月8日(木) 9:30 ~10:15

場 所:学長室

出席者:鵜飼学長、木下理事、内匠理事、齊藤理事

※陪席者 雜賀監事、二村監事、小野寺事務局次長

議 長:鵜飼学長

議事

1. ハラスメント防止委員会からの報告について(審議)

説明者:人事課長

内匠理事詳細説明

このことについて、人事課長からこれまでの経緯について説明があり、内匠 理事より詳細について資料に基づき報告があった。

本日の議事については、ハラスメント防止委員会委員長である内匠理事は議決に加わらないこととしたうえで、国立大学法人名古屋工業大学職員懲戒規程第5条第1項に基づき調査委員会を設置して事実の審理を行うことが承認され、併せて、同条第2項に基づき調査委員会を設置したときに役員会が調査対象者となる職員に対し通知する「調査の対象となる事実の要旨」について承認された。